

個別ガイドライン

対象品目			判断基準
用紙類	印刷用紙	コピー用紙	<p>エコマーク製品、グリーン購入法適合製品、GPN 適合製品、PEFC 適合製品、FSC 適合製品、間伐材マーク製品、再生紙使用マーク</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法の総合評価値が 80 ポイント以上であること ・古紙パルプ配合率が可能な限り高いこと ・できる限り簡易包装されていること
	衛生用紙	ティッシュペーパー、 トイレットペーパー	<p>エコマーク製品、グリーン購入法適合製品、GPN 適合製品、再生紙使用マーク、グリーンマーク製品</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率が 100% であること ・シングル巻きであること ・芯なしタイプであること ・白色度が過度に高くないこと ・無着色・無着香であること
事務用品類	紙製事務用品	封筒、ノート、インデックス、付箋紙	<p>エコマーク製品、グリーン購入法適合製品、グリーンマーク製品、間伐材マーク製品、GPN 適合製品、PEFC 適合製品、FSC 適合製品、再生紙使用マーク製品</p>
	その他事務用品	ボールペン、シャープペン、サインペン、 スタンプ台、朱肉、公印、ゴム印、 定規、消しゴム、修正具、粘着テープ、 はさみ、マグネット、カッター、 パンチ、のり、ファイル、バインダー、 カードケース	<p>エコマーク製品、グリーン購入法適合製品、GPN 適合製品</p>

対象品目		判断基準
オフィス家具	いす、机、棚、収納用什器、パーティション、掲示板、傘立て、ホワイトボード、家具	<p>エコマーク製品、グリーン購入法適合製品、GPN 適合製品、PEFC 適合製品、FSC 適合製品</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要材料がプラスチックの場合：再生プラスチックがプラスチック重量比 10%以上 または植物を原料とするプラスチックであること ・主要材料が木材の場合：間伐材、端材等の再生資源または合法材であること ホルムアルデヒドの放散速度が 0.02mg/m² h 以下であること ・主要材料が紙の場合：古紙パルプ配合率が 50%以上であること バージンパルプの合法性が担保されていること
OA 機器	ディスプレイ、記録用メディア、電子式卓上計算機、電池	エコマーク製品、国際エネルギースタープログラム製品、グリーン購入法適合製品、GPN 適合製品、省エネラベリング制度適合製品（緑色）
	トナーカートリッジ、インクカートリッジ	<p>エコマーク製品、グリーン購入法適合製品、GPN 適合製品</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済カートリッジの回収システムがあること ・回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率 トナーカートリッジ：50%以上であること インクカートリッジ：25%以上であること ・回収部品の再資源化率が 95%以上であること ・回収部品のうち、再利用できない部分が適正処理されていること ・トナーまたはインクの化学安全性が確認されていること
照明	照明器具、ランプ	エコマーク製品、グリーン購入法適合製品、GPN 適合製品、統一省エネラベル適合製品、省エネラベリング制度適合製品（緑色）